

兵庫県公報

平成31年3月1日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 消費者行政活性化事業基金等設置条例の一部を改正する条例（医務課）	1
○ 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例（新産業課）	1

公布された法令のあらまし

●消費者行政活性化事業基金等設置条例の一部を改正する条例（条例第2号）

国の地域医療再生臨時特例交付金及び医療施設耐震化臨時特例交付金を活用して行う事業が終了したことに伴い、これらの事業の資金に充てるため設置した地域医療再生・医療施設耐震化支援基金を廃止することとし、所要の整備を行うこととした。

●産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の有効期限を平成36年3月31日まで延長することとする等所要の整備を行うこととした。

条 例

消費者行政活性化事業基金等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月1日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第2号

消費者行政活性化事業基金等設置条例の一部を改正する条例

消費者行政活性化事業基金等設置条例（平成21年兵庫県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び健康」を削る。

別表地域医療再生・医療施設耐震化支援基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月1日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第3号

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第2条第12項」を「第2条第17項」に改める。

附則第3項から第6項までの規定中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。